

江東区健康センター
指定管理者(候補者)の推薦について

令和2年8月

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
江東区健康センター指定管理者選定評価委員会専門部会

目 次

I	施設の概要	．．．．．	P 1
II	指定管理者（候補者）	．．．．．	P 1
III	選定方法	．．．．．	P 3
IV	選定結果	．．．．．	P 4

《 参考資料 》

江東区健康センター提案書概要	．．．．．	P 8
収支計画書（総括表）	．．．．．	P 3 0
定款	．．．．．	P 3 1

I 施設の概要

1 施設概要

江東区健康センター

- ・所在地 東京都江東区東陽 2-1-1
- ・設置の目的 区民の健康の保持増進及び健康体力づくりの普及啓発を行い、健康で快適な区民生活の向上に寄与する
- ・設置条例 江東区健康センター条例（昭和 62 年 9 月江東区条例第 34 号）
- ・設置時期 昭和 62 年 10 月

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

II 指定管理者(候補者)

1 今回推薦する指定管理者(候補者)の概要

名称	公益財団法人 江東区健康スポーツ公社		
所在地	江東区東陽 2－1－1		
代表者	理事長 井出 今朝信		
資本金	300,000,000円		
事業規模	健康増進事業費	53,706,441円	
	リハビリ事業費	3,171,413円	
	健康センター管理事業費	68,297,310円	
	人件費	17,661,753円	
(平成30年度決算)			

2 指定管理者(候補者)のプロフィール

(1) 設立経緯

江東区は、区民の健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的に、昭和 62 年 10 月 1 日に財団法人江東区健康スポーツ公社を設立。平成 22 年 4 月 1 日からは公益財団法人江東区健康スポーツ公社に移行した。

(2) 設立目的

健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とする。

(3) 事業実績等

昭和62年財団法人設立とともに江東区健康センター及びスポーツ会館の運営を受託し、以降各地域スポーツセンター棟の運営を受託。平成18年に現施設の指定管理者として指定され、平成23年、平成28年に再指定され、現在に至る。

(江東区健康センターの主な事業)

- ・健康度測定
- ・運動実技指導
- ・健康づくり講座
- ・リハビリテーション事業 等

3 推薦理由

選定基準・評価基準に基づき、専門部会として書類審査、ヒアリング等による審査を行った結果、公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「財団」という。）が以下に記載の内容等により高い評価を得たため、江東区健康センターの指定管理者（候補者）として推薦する。

健康センターの特徴は、健康度測定の結果を踏まえたトレーニングルーム、栄養指導、保健指導等総合的に健康づくりに取り組めることであり、測定結果に基づき処方されるパーソナルな運動メニューの提供、会員制施設のメリットを生かした伴走型運動支援に対する中高齢利用者から支持されている。

今回の特筆すべき事業提案では、従来健康センターのターゲットから離れていた有疾病者にスポットをあて、健康度測定を活用した事業計画がある。運動が治療の一環として効果的であることが明らかである糖尿病、高脂血症や高血圧等の疾病をもつ方を対象とする。トレーニングジム利用者と同じく、健康度測定に基づく個別運動プログラムを提供し、健康センターまたは各スポーツセンターで3か月、運動に取り組み、結果を確認する。公社のスケールメリットを生かした事業展開が図られる。厚生労働省の「運動型健康増進施設」の認定を受ければ、さらなる利用者の拡大につながり、将来的に中核事業への成長も期待できる。

公益財団法人江東区健康スポーツ公社は、設立から30年を経過しようとしている。健康センターの開設以来、管理運営に関わっており、ノウハウや実績も積み上げている。基本的な危機管理体制、コンプライアンス体制や個人情報保護については区に倣った形で規定を整備しており、職員研修等で定着を図っている。

平成30年度に実施した「顧客満足度調査」において、「満足」「やや満足」と回答した利用者が約95%であった。特に「職員対応」「館内清掃」「指導員の能力」が高い評価を受けている。平成30年度に実施した第三者評価において、総合評価が「B」であるものの、運動を通じたコミュニティの形成という公社の目的を具現化している例として、ウォーキング事業修了者の自主グループ活動支援が評価されている。

Ⅲ 選定方法

1 非公募選定の方法

(1) 書類審査

提出された書類について、事業計画書、収支計画書を元に審査を行い、総合的な審査を行った。

(2) 実地審査・ヒアリング

書類では確認できなかった部分について、実地調査及びヒアリングを行った。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和2年2月3日	第1回健康センター指定管理者選定評価委員会専門部会	選定基準（案）等の検討
令和2年3月3日	第2回健康センター指定管理者選定評価委員会専門部会	選定基準（案）等の決定
令和2年5月21日	第2回公の施設の指定管理者選定評価委員会	選定基準、評価基準の決定
令和2年8月3日	第3回健康センター指定管理者選定評価委員会専門部会	推薦候補者の選定

3 部会員名簿

健康センター指定管理者選定評価委員会専門部会

	職 名	氏 名
部会長	健康部長	北村 淳子
副部会長	健康推進課長	干泥 功夫
部会員	健康部次長	綾部 吉行
部会員	歯科保健・医療連携担当課長	小松崎 理香
部会員	がん対策・地域医療連携係長	田中 義豪
外部有識者		

IV 選定結果

1 書類審査・実地調査の結果

評価項目	配点	評価委員 (5人) 合計点	平均 評価点
1. 地域等との連携が図られているか			
2. 地域団体等への支援・育成が図られているか			
3. 運営方針・基本理念が明確であるか			
4. 管理運営にあたり、どのように利用者ニーズを把握し、サービスに反映させているか			
5. 利用率、サービスの向上のための工夫があるか			
6. 区民の自主的な参加が図られるような事業計画となっているか			
7. 健康センターの設置目的に合致した事業計画が提案されているか			
8. 効率的な運営を行うための工夫（計画・取組）があるか			
9. 十分な事業実績があるか			
10. 社会的弱者の利用への配慮はされているか			
11. スポーツ施設との連携が図られているか			
12. 管理業務の再委託の委託業務内容、委託額は適切であるか			
13. 管理運営経費の縮減が図られているか			
14. 緊急時の体制、対策があるか			
15. 利用者からの苦情・要望への対応がとられているか			
16. 利用者の個人情報保護のための対応がとられているか			
17. 施設を管理・維持するための体制（職員数・職員配置）がとられているか			
18. 職員の安定した確保のための勤務体制がとられているか			
19. 研修等による職員の育成・資質の向上が図られているか			
20. 財政状況は安定しているか			

21. 江東区3計画の目標達成への具体的取り組みが十分されているか			
22. 区民の健康増進のための普及啓発への取り組みが十分であるか			
合計点	140	597	120

審査項目	専門部会としての意見
I 地域等の活力の活用について	ウォーキングをはじめ、講座・講習会修了者による自主グループづくりの支援に積極的で、活動の場や発表の場等を提供している。学校・区内事業所や地域団体と連携した健スポまつり、栄養セミナーやスポーツ体験教室など幅広く事業展開を図っている。
II 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上について	区内スポーツセンター等を会場に、出張事業を活用し、利用者の拡大に努力している。文字だけでは伝わりにくい講座・講習会の内容について、タブレットのモニター映像による案内を開始したり、ユーチューブ動画配信による自宅での運動習慣づくりなど、新たな工夫によるサービス向上を図っている。
III 健康センター施設の効用を最大限に発揮できるか	EIM (exercise is medicine)「適度な運動こそは健康寿命を延ばす医療そのものである」の推進を図るべき、糖尿病や脂肪肝等の方々を対象とした安全で効果的な運動プログラムを提供するなど、新たな事業に意欲的に取り組んでいる。
IV 運営経費の縮減ができるか	最低賃金に応じた人件費の上昇が続き、仕様の見直しや競争入札による経費の縮減も限りがあるなか、ホームページのバナー広告、タオル等販売、自動販売機手数料等増収強化に努めている。
V 施設の適切な維持管理について	利用者アンケートや3年ごとに実施する顧客満足度調査では、良好な評価を得ている。利用者からの苦情等は速やかに回答を公表し、業務改善に努める。全職員が上級救命技能認定を受け、緊急時の体制を整備している。
VI 施設を管理するにあたり適切な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	令和元年度にスポーツ庁よりスポーツエールカンパニーの認定を受け、職員の健康増進を図っている。企画段階から適正なコスト管理に注力し、区民ニーズに見合った事業展開に努めている。

VII江東区3計画（健康増進・食育・がん）の目標達成に寄与すること	健康センターの特徴である「健康度測定」を活用した新たな有疾病者向けの運動プログラムの事業を計画している。できるだけ早期に厚生労働省「運動型健康増進施設」の認定を受け、利用者の拡大につなげる。江東区3計画の個別目標に応じた事業展開を図る。
-----------------------------------	--

2 財務状況審査

省略

3 外部有識者への意見聴取

氏名

略歴

意見等

1. 施設管理及び運営に関すること

従来より利用者が近隣住民等に偏っている実態がネガティブに捉えられていたが、区内各スポーツセンターや地域団体の施設等を活用した出張講座を積極的に取り組み、全区的な展開を図っている。利用者数は、緩やかではあるものの、順調に増加している。

事業企画にあたっては、社会情勢や区民ニーズを敏感に察知し、積極的に事業の見直しを行い、常に新しい講座に取り組んでいる。啓発事業にあっては、効果が実感できる、結果がすぐわかるようなスポーツ吹き矢や発声エクササイズなどの人気講座を取り込み、浸透を図っている。

令和2年度から新たに有疾病者を対象とした運動処方事業が計画されている。内容は、EIM「適度な運動こそは健康寿命を伸ばす医療そのものである。」、糖尿病や脂肪肝などの疾病者に健康度測定を受けてもらい、安全で効果的な運動プログラムを提供し、各スポーツセンター等で実践してもらうという事業である。これは、健康センターの生命線とも言える「健康度測定」を活用し、治療につなげるという将来性の高い事業と言えよう。間接的に医療費の削減につながり、健康センターの中核事業となるよう期待したい。

講座終了者を対象に自主グループの支援に注力しているが、特に江東区ウォーキングマップの企画から作成に至るまで、自主グループが大いに活躍したとのことで、今後の励みにもなる成功例であろう。活動の場だけでなく、成果発表の場も提供しているとのことで、息長く継続してほしい。

2. 区との連携に関すること

江東区の3計画は、「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を総合目標に掲げている。年間延べ6万人を超える利用者を抱える健康センターの存在は、計画推進の原動力でもある。特に乳幼児から高齢者までを対象に、施策目標に応じた事業展開が計画されている。

当面对応が必要とされる新型コロナウイルス感染症の影響で、想定通りの事業効果や実績が得られない懸念がある。しかしながら、会場を屋内から屋外へ切り替えてのシミュレーション、ユーチューブなどの動画配信及びオンライン講座の実施など、職員一体となって課題をクリアしようとしている。場合によっては、新たなニーズの掘り起こしにつながる期待もある。

保健所の玄関でもある1階共有スペースに、新たにバランスウォーキング（歩く姿勢・速さをチェック）を設置し、他の測定器と合わせて、健康啓発の一助としている。

指定管理者候補である公益財団法人江東区健康スポーツ公社は、設立からすでに30年経過しようとしている。この間、江東区とともに、区民の健康増進に大きく寄与してきた。区の外郭団体として、経営の意識が乏しくなったり、事業のマンネリ化を招いたりと批判される場面もあったと思われるが、江東区の行財政改革計画では、常に公社の経営改善がテーマに掲げられ、着実な履行を求められている。限られた職員体制の中で、創意工夫がみられ、大きな柱となる事業が計画されるなど、積極性を評価したい。また、オリンピック・パラリンピック開催や「ウィズコロナ・新たな日常」など、不透明となるであろう指定管理期間5年間で豊富な経験と実績をもつ公益財団法人江東区健康スポーツ公社を指定管理者候補として選定することは、妥当と判断する。